



日本共産党杉並区議会議員

くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2024. 7. 25 NO. 408

連絡先 荻窪5-15-19-704

☎ 080-5531-8236

区議会控室 ☎ 3312-2111 (内) 2319



↑ホームページ

物価高騰から区民のくらしを守れ

岸本区長に緊急申し入れを行いました



岸本区長に申し入れ書を手渡し、意見交換しました。

7月19日、日本共産党区議団は、岸本聡子区長に「物価高騰対策の強化、及びくらしと命を守るための緊急申し入れ」を行いました。

物価高騰が区民生活を直撃

長引く物価高騰により、区民生活に深刻な影響が出ています。総務省が発表した6月の東京都区部消費者物価指数では、変動の大きい生鮮食品を除いた総合指数が107.0%と、前年同月比2.1%の上昇で、34カ月連続の負担増となりました。特に、電気・ガス代の値上げ抑制の政府補助が半減した影響で、電気代は10.8%の上昇です。

厚生労働省の毎月勤労統計5月度では、従業員5人以上の事業者で物価変動を反映させた実

申し入れ項目（一部抜粋）（申し入れ全文は右下QRコードからご覧になれます）

1. 家賃助成について、低所得のひとり親世帯などへ早期に実施すること。
2. 低所得世帯への高校入学金支援金、ひとり親世帯への転居費用助成など、生活に困難を抱える子育て世帯や若年者層への支援を実施すること。
3. 長期休みの学童クラブの昼食について、弁当の配送事業等を行うこと。
4. 修学旅行費用やフレンドシップスクール費用、卒業アルバム、移動教室、鑑賞教室などへの補助を実施すること。
5. 耐震不燃化助成制度の拡充など、防災対策を強化すること。
6. プレミアム商品券事業、キャッシュレス決済還元事業、レシート商品券事業などについて、商店街連合会等と協議を行い実施すること。
7. 低所得世帯等に対し、火葬場・葬祭場利用への助成制度を創設すること。
8. PFAS汚染について、区独自のPFAS調査を実施すること。



質賃金は前年同月比で1.4%減少しており、26カ月連続で過去最長を更新しています。

こうした状況から区民生活を守るため、物価高騰対策の強化の実施と、様々な社会問題から区民生活を守る対策として、11項目の緊急対策を早期に実施することを要望しました。

お困りごと・ご相談は、お気軽に上記連絡先まで、お電話ください

杉並区の公園利用のルールが変わりました

※試行期間は2024年7月1日から2025年3月まで

分類	これまでのルール	新しい試行ルール
タバコの喫煙	児童交通公園以外の公園は喫煙可能	分煙施設以外での喫煙は全面的に不可 分煙施設のある公園/蚕糸の森公園、馬橋公園、井草森公園、塚山公園、桃井原つば公園を除く
犬の連れ込み	管理事務所のある公園以外は不可	管理事務所のある公園および桃園川緑道、馬橋児童遊園以外は不可 犬の連れ込みが可能なお公園等/蚕糸の森公園、馬橋公園、井草森公園、塚山公園、桃井原つば公園、下高井戸おおぞら公園、柏の宮公園、桃園川緑道、馬橋児童遊園、区立ドッグラン広場
ボール等の利用	球戯場でのボール利用、幼児によるやさしいボール利用は可	以下の場合は可 ●球戯場でのボール利用、小学校低学年までの柔らかいボール利用 ●広場で一人で行う練習 ●安全確保が可能で、大きな音がせず、長時間占有しないスポーツ玩具
自転車の乗り入れ	不可	保護者が付き添って乗るための練習は可
花火の利用	青少年育成目的で任意の団体が占有申請すれば、夏休み期間中は可 ※一部の公園を除く	以下の場合は可 ●夏季 7/20~8/31 1時~2時 ●手持ち花火 ●小人数 太人を含む5人程度は自由 ●団体は届出 30人まで

7月1日から、杉並区の公園利用のルールが変更になりました。喫煙所を除き全面禁煙となり、ボールの利用、自転車の練習、花火などが条件付きでできるようになりました。
(花火は、荻窪・西荻南側地域では、松溪公園、松溪橋公園、大宮前公園、大宮前児童公園、松庵梅林公園で可)
新試行ルールに関するアンケートも実施中です。(下記QRコードから回答できます)



※区ホームページより作成。詳細は区ホームページでご確認ください。



7月15日、日本共産党は創立102年を迎えました。13日の記念講演会で、田村智子委員長が「いま日本を変える歴史的チャンス—暮らし・平和・人権、そして未来社会」の演題で記念講演を行いました。自民党政権復活からの12年を振り返り、その破綻と行き詰まりはどういう地点までできているのか、そして新しい政治への転換をはかる道はどこにあるのかを縦横に語りました。ぜひ、ご覧ください。(共産党ホームページ、また、左記のQRコードからご覧になれます)



“涼み処” をご利用ください



涼み処のポスター

区では、暑さでの体力消耗を防ぐために、気軽に立ち寄り涼むことができる「涼み処(クーリングシェルター)」として、以下の区立施設を10月23日まで開放しています。どなたでもご利用いただけます。熱中症の予防対策として利用下さい。

【設置施設】区役所本庁舎、地域区民センター、区民集会所、区体育施設(体育館、運動場)、図書館、ゆうゆう館、地域包括支援センター(ケア24)、杉並保健所・保健センターなど ※詳細は右上QRコードから

